

治療専門医学物理士認定制度規程

規程の新旧対照表

現行	改定
最終改正 2020年6月1日	最終改正 2025年4月1日
<p>第三章 資格更新・取り消し・再認定</p> <p>(治療専門医学物理士)</p> <p>第2条 . . .</p> <p>(治療専門医学物理士の認定)</p> <p>第4条 医学物理士資格取得後、. . . が実施する治療専門医学物理士認定試験に合格した医学物理士を治療専門医学物理士として認定する。</p> <p>(受験資格)</p> <p>第5条 次の各号の条件をすべて満たした者に治療専門医学物理士認定試験の当該年度の受験資格を与える。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 申請時において専門試験委員会の委員の職にでないこと</p> <p>(治療専門医学物理士認定試験の受験手続)</p> <p>第6条 治療専門医学物理士認定試験を受験しようとする者は、機構が定める期間に所定の書類に受験料を添えて、専門試験委員会に提出しなければならない。</p> <p>(治療専門医学物理士認定試験の実施)</p> <p>第7条 専門試験委員会は受験資格を認めた医学物理士に対して治療専門医学物理士認定試験を行う。</p>	<p>更新規程の統合による章の追加</p> <p>第三章 治療専門医学物理士認定</p> <p>第四章 資格の停止・取り消し・再認定</p> <p>(治療専門医学物理士の定義)</p> <p>第2条 . . .</p> <p>(治療専門医学物理士の認定)</p> <p>第4条 医学物理士資格取得後、. . . が実施する治療専門医学物理士認定試験および認定審査に合格した医学物理士を治療専門医学物理士として認定する。</p> <p>(受験資格)</p> <p>第9条 次の各号の条件をすべて満たした者に治療専門医学物理士認定試験の当該年度の受験資格を与える。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 申請時において専門試験委員会の委員の職にでないこと</p> <p>旧第6条および7条の統合</p> <p>(試験)</p> <p>第6条 専門試験委員会は受験資格を認めた医学物理士に対して治療専門医学物理士認定試験を行う。</p> <p>2 試験は、毎年1回以上行う。</p> <p>3 試験を受けようとする者は、機構が定める受験料を納めなければならない。</p> <p>4 治療専門医学物理士認定試験は一次試験および二次試験の2段階で行い、試</p>

- 2 治療専門医学物理士認定試験は筆記試験の一次試験および口頭試験の二次試験の 2 段階で行われ、試験の期日等は機構のホームページに公告される。
- 3 受験者には合否の最終決定のみが通知される。
- 4 治療専門医学物理士認定試験に不合格であった者も、第 5 条の受験資格を満たすことにより次年度以降も受験することができる。

なし

なし

なし

験の期日等は機構のホームページに公示する。

- 5 受験者には合否の最終決定のみを通知する。
- 6 二次試験は、一次試験の合格者(有効期限は合格から 3 年後の年度末)で第 9 条に定める条件を満たす者が出願できる。

追加**(専門試験委員会)**

第 7 条 専門試験委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 試験実施等の公示に関する事
- (2) 問題作成と採点に関する事
- (3) 試験実施に関する事
- (4) 問題の公表に関する事
- (5) その他、試験に関する事

追加**(不正行為の禁止)**

第 8 条 専門試験委員は、試験の問題の作成および採点について厳正を保持し、不正の行為の無いようにしなければならない。

- 2 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為の関係のある者については、その受験を停止させ、またはその試験を無効とすることができる。
- 3 試験に関して過去に不正の行為があった者については、受験を認めないことができる。

追加**(新規認定)**

第 10 条 試験合格後、継続して医学物理士として認定されており、新規認定の申請を行った者を治療専門医学物理士として認定

なし

(治療専門医学物理士の更新)

第 9 条 治療専門医学物理士は 5 年毎に更新するものとし、更新に関する必要事項は治療専門医学物理士更新規程に定める。

(治療専門医学物理士の取消し)

第 10 条 治療専門医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、機構は認定を取り消すことができる。

- (1) 治療専門医学物理士更新規程を満たさない事由が生じたとき。
- (2) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (3) 第 6 条あるいは第 11 条に係る記載事項に事実と重大な相違があり、治療専門医学物理士としての資格に欠けると判断されたとき。
- (4) 医学物理士の資格を喪失したとき。
- (5) 認定期間を過ぎて機構が定める治療専門医学物理士認定更新申請が行われなかったとき。ただし、更新猶予を申告した場合はその限りではない。
- (6) 治療専門医学物理士の認定を辞

する。

追加**(新規認定の手続き)**

第 11 条 治療専門医学物理士の新規認定の申請にあつては、治療専門医学物理士新規認定申請書を機構が定める審査料を添えて医学物理士認定委員会に提出しなければならない。

- 2 認定審査は原則として年 1 回とする。

(資格の更新)

第 12 条 治療専門医学物理士は 5 年毎に更新するものとし、第 14 条の必要事項を満たす者の更新を認定する。

(認定の取消し)

第 17 条 治療専門医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、機構は認定を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に事実との重大な相違があつたとき
- (2) 日本医学物理学会および日本医学放射線学会のいずれも退会したとき
- (3) 重大な犯罪行為があつたとき
- (4) 治療専門医学物理士としての体面を汚すような行為があつたとき
- (5) 本人が希望するとき

退したとき。

- (7) 治療専門医学物理士としての体面を汚すような行為のあったとき。

(再認定)

- 第 11 条 治療専門医学物理士の資格を失った者が再認定を望む場合には、失効理由を添えて医学物理士認定委員会に対し文書で申請することができる。
- 2 同委員会は再認定に必要と思われる資料の提出を求め、審査し再認定の可否を理事会へ報告する。
- 3 理事会の議を経て、再認定可の判定を受けた場合は認定証を再交付する。否の場合は、その旨を代表理事名で申請者に通告する。

(規程の改正)

第 12 条 . . .

旧更新規程

(目的)

- 第 1 条 治療専門医学物理士の資質能力を保証するため、この規程により認定された治療専門医学物理士の更新についての事項を定める。

旧更新規程

(更新認定)

第 2 条 . . .

旧更新規程

(更新認定の必要事項)

- 第 3 条 治療専門医学物理士の更新認定は、次の各号の必要事項を満たさなければならない。
- (1) 認定期間内に、継続して医学物理士

(再認定に関する取扱い)

- 第 18 条 治療専門医学物理士の資格を停止された者が再認定を望む場合は、**第 14 条の必要事項を満たすとともに、所定の更新審査料を納め、第 15 条の更新認定の手続きを行わなければならない。**
- 2 再認定後の認定期間は、医学物理士の更新認定審査において認定した日付までとする。

(規程の改正)

第 19 条 . . .

制度規程へ統合

(削除)

制度規程へ統合

(更新認定)

第 13 条 . . .

制度規程へ統合

(更新認定の必要事項)

- 第 14 条 治療専門医学物理士の更新認定は、**認定期間内に**次の各号の必要事項を満たさなければならない。
- (1) ~~認定期間内に~~継続して医学物理士

の認定を受けていること

- (2) 認定期間内に、3年以上放射線治療に従事していること
- (3) 認定期間内に、医学物理士認定機構の主催する講習会に1回以上出席していること

旧更新規程

(更新認定の手続き)

第4条 治療専門医学物理士の更新申請にあつては、次の各号に掲げる必要書類を医学物理士認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 治療専門医学物理士更新申請書
- (2) 医学物理士として放射線治療に従事していることの証明書
- (3) 医学物理士認定機構の主催する講習会の出席証明書の写し

2 審査時期は原則として年1回とし、医学物理士の更新認定と併せて行う。

3 初回更新時は、治療専門医学物理士の更新審査料は免除する。

4 初回更新時は、第3条の(2)は更新期間に応じた従事期間で算定する。

旧更新規程

(認定期間の延長)

第5条 治療専門医学物理士として認定された者が、病気、妊娠、1年を超える海外留学等の理由で業務を継続できない場合は、医学物理士の更新認定審査において申し出た期間まで認定期間を延長することができる。

として認定されていること

- (2) ~~認定期間内に、~~3年以上放射線治療に関連する業務に従事していること
- (3) ~~認定期間内に、~~医学物理士認定機構の主催する講習会に1回以上出席していること

2 初回更新時は、第1項の(2)は認定期間に応じた従事期間で算定される。

制度規程へ統合

(更新認定の手続き)

第15条 治療専門医学物理士の更新申請にあつては、次の各号に掲げる必要書類を機構が定める審査料を添えて医学物理士認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 治療専門医学物理士更新申請書
- (2) 医学物理士として放射線治療に関連する業務に従事していることの証明書
- (3) 医学物理士認定機構の主催する講習会の出席証明書の写し

2 審査時期は原則として年1回とし、医学物理士の更新認定と併せて行う。

3 初回更新時は、治療専門医学物理士の更新審査料を免除する。

(旧第4条第4項は、新第14条第2項へ移動)

制度規程へ統合

(資格の停止)

第16条 治療専門医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合、機構は資格を停止することができる。

- (1) 認定期間を過ぎて機構が定める治療専門医学物理士認定更新申請が行われなかったとき

<p>旧更新規程 (再認定に関する取扱い)</p> <p>第6条 治療専門医学物理士の資格を取り消された後、再び資格を与えるのが適当であると認められた者は、速やかに所定の更新審査料を納め、第4条の更新認定の手続きを行わなければならない。</p> <p>2 . . .</p> <p>旧更新規程 (規程の改定)</p> <p>第7条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。</p>	<p>(2) 病気、妊娠、1年を超える海外留学、業務配置転換、出向、やむを得ない事情による講習会の未受講等の理由で第14条を満たさない事由が生じたとき</p> <p>(3) 本人が資格の停止を申請したとき</p> <p>制度規程へ統合</p> <p>(再認定に関する取扱い)</p> <p>第18条 治療専門医学物理士の資格を停止された者が再認定を望む場合は、第14条の必要事項を満たすとともに、所定の更新審査料を納め、第15条の更新認定の手続きを行わなければならない。</p> <p>2 . . .</p> <p>制度規程へ統合</p> <p>(削除)</p>
--	---

以上